

規制改革実施計画の主旨と 小型無人機に係る論点

株式会社ナイルワークス
代表取締役社長 柳下 洋

規制改革実施計画の主旨

1. 規制は、公権力によって国民や企業の経済活動を制限する仕組みであり、**その根拠は常に批判的に検証**され、国民に対する十分な説明がなされなければならない。（規制改革実施計画）
2. 規制所管府省は**既存の事業者の利害に過度に配慮し、制度の変革は常に後手に回っている**。このことが、**消費者の利益を損なう**だけでなく、規制分野における**革新的事業者の登場を阻んでいる**。（第3時答申）



農業者の利益を損ない、革新的事業者の登場を阻んでいるのは、農林水産省消費安全局長通達「**空中散布における無人航空機技術指導指針**」（以下「指針」）という文書がもたらしめている**法的根拠の無い隠れた規制**である。

法的根拠がない

農林水産省には「機体認定」「オペレータ認定」を義務付ける**法的根拠はない**。「認定」を義務付けることは、行政裁量権を逸脱している。にもかかわらず農業現場では、あたかも法律であるかのごとく周知徹底するよう行政指導が行われている。

弊社は**国交省の許可承認を得ている**にもかかわらず、農水省の「機体認定」「オペレータ認定」を取得していないため、農業現場では常に「国に従わない業者」としてレッテルが貼られ、**ビジネス上の不利益を被っている**。「指針」が革新的技術普及の妨げになっている。

利害関係者に認定行為をさせている

農林水産省は「技術指導指針」の**認定行為を**、共同防除と教習認定ビジネスを収益源としている**既得権益団体に委託**している。

操縦者不要で個別防除ができる自動飛行ドローンを普及させる事業者と、共同防除の操縦者教習ビジネスを行う事業者とは、**利害関係が完全に対立**している。

農林水産省は、**対立関係にある一方の側を「認定」する強い立場におき**、一方の側を「認定」を受ける弱い立場におくことで、**既得権益者を守り続けている**。

事業計画と事業報告書を利害関係者に提出

「指針」では、防除を実施する農家に対して、**事前計画書と事後報告書の提出**を義務づけている。しかも、その**取りまとめ**を共同防除と教習と認定証発行ビジネスを収益源としている**既得権益団体に委託**している。

新規参入をする事業者の顧客情報から防除実績までを、ビジネス上の利害関係が反する特定の既得権益団体に報告させることを国は求めていることになる。

古い防除技術の問題点

農林水産省が「指針」で30年間守り続けているのは、強い農業の対局にある、**既得権益団体の収益源を確保するための古い防除技術**である。

- ① 広域一斉防除では、**適期防除が不可能**である。大量の農薬を防除効果が得られない時期に散布しているのが実態である。
- ② 環境省の調査では、無人ヘリによる農薬散布のドリフト率は、慣行のブームスプレーヤの**ドリフト率の1000倍**である。食の安全と環境への配慮が求められる世界の潮流の中で**国際基準（GAP）に逆行**している。
- ③ 無人ヘリは**過去3名の死亡事故**を発生させている。死亡事故を発生させた後も、具体的な安全対策は行われず、**事故件数は増え続けている**。

プロペラガード（死亡事故 行政の不作為）

プロペラ接触が死亡事故（頸動脈切断等）に至る可能性は、1ロータあたりの揚力が2kgfを超えると急上昇します。重量24kgの8ロータドローンの場合、1ロータあたりの揚力は3kgfであり、死亡事故に至る揚力の1.5倍に相当します。

プロペラガードの無い無人航空機が、プロペラ接触で死亡事故を起こした場合は、メーカーに製造物責任が問われることになります。行政についても、過去3件の死亡事故を発生させ、プロペラガードという具体的な安全確保策が示されていないながら、何も対策を講じなければ、監督官庁としての責任が問われねばなりません。

プロペラガードに求められる物理的な特性と、衝突時の頭部への損傷度合いを客観的に計測するために、「頭部インパクト」（自動車事故などで衝突による頭部の損傷度合いを計測する装置）を使った衝突実験（今年度農水省補助事業）を予定しています。